

学校非公式サイト等のネット監視業務の委託先業者募集に係る質疑応答

平成 31 年 2 月 22 日

京都府教育庁指導部学校教育課

【質問 1】仕様書の P. 1 6 調査対象

公立中学校 96 校は、中高一貫の府立高等学校付附属の中学 4 校も含むという認識でよいか。

【回答】

府内公立中学校 92 校、府立高等学校附属中学校 4 校 計 96 校となります。

【質問 2】仕様書の P. 1 7 業務 (2) 業務内容

②キーワードは 1 校につき 2 つ以上用い、一般的な検索エンジンを使用し調査を実施すること。なお、検索に使用するキーワードは、対象全校よりアンケートを取り、各校の調査に最適と判断されるキーワードを設定すること。とされているが、受託者から、各学校のご担当者を通じて、実施、回収し、受託者にてキーワードを設定するという理解でよいか。

【回答】

各学校へのアンケートの実施・回収、キーワードの設定、すべて受託者が行うこととなります。

④調査作業において事件性が高いと判断される投稿の対応について

→「事件性が高いと判断される」は受託者側の判断で行うのでしょうか。それとも教育委員会様にご相談を行った上での判断でしょうか。

【回答】

不適切と判断される投稿や事件性が高いと判断される投稿の対応については、受託者側の判断となります。判断基準については、受託者に提案いただき、教育委員会と協議の上、決定することになります。

④警察に通報とありますが、警察内に担当窓口を設置いただけるのでしょうか。それとも該当校の所轄警察署を探して連絡するのでしょうか。

【回答】

警察内に担当窓口は設置していません。京都府警（110番）に連絡していただくことになります。

⑧児童生徒や教員・保護者を対象とした、インターネット上のマナー・トラブルに関する啓発資料を、必要に応じ、データにて京都府へ提供すること

→ データは、チラシやポスターなど印刷物のデータでしょうか。「必要に応じ」は、どの程度を想定すればよいのでしょうか

【回答】

データは、チラシ等啓発資料のデータとなります。年10回以上を想定しています。